

あま市スポーツ協会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会はあま市スポーツ協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務局)

第 2 条 協会に事務局を置く。

(組織)

第 3 条 協会は、あま市内においてスポーツ活動を行う加盟団体を以て組織する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 協会は、あま市におけるスポーツ団体を統括し、市民の体力向上及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 市民の健康増進、体力づくり等に関する事業の実施と協力
- (2) スポーツ大会及び講習会の開催と協力
- (3) 加盟団体相互の連携と育成強化
- (4) スポーツの指導者・審判員の養成及び派遣事業
- (5) スポーツ競技者の競技力強化、資質の向上事業
- (6) スポーツ功労者の表彰
- (7) スポーツに関するあま市の施策への協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協会の目的達成に必要な事業

第 3 章 加盟団体及び加入・脱退・除名

(加入)

第 6 条 協会に加盟を希望する団体は、当該団体の規約及び会員名簿を添えて、加入届(様式第 1 号)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(脱退及び休止)

第 7 条 協会を脱退するときは、脱退届(様式第 2 号)を会長に提出しなければならない。

2 協会の活動を休止しようとするときは、休止届(様式第 3 号)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項各項による届け出があつたときは、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第8条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合において、その加盟団体に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(役員定数)

第9条 協会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 1名

(5) 事務局長 1名

(6) 理事 加盟団体各1名

(7) 顧問 1名

(8) 監事 2名

(9) 会計 1名

(役員を選任)

第10条 理事は、加盟団体から各1名選出する。

2 前項の規定により選出された理事が、他の役員に就任したときは、理事の資格を失う。その場合には、前項の規定に従い、その属していた加盟団体は、これに代わる理事を選出する。

3 会長は、理事会の推挙により選任する。

4 副会長、事務局長、会計は、会長の指名により選任する。

5 理事長、副理事長、監事は、理事会の互選により選出する。

(会長の職務及び職務代行者等)

第11条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

(理事長の職務及び職務代行者等)

第12条 理事長は、会長の命を受けて協会の会務を運営する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けた

ときは、理事長の職務を代行する。

(事務局長の職務)

第13条 事務局長は、会長の命を受けて協会の事務を処理する。

(理事の職務)

第14条 理事は、協会の業務を審議し承認する。

(監事の職務)

第15条 監事は、協会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 協会の財産の状況を監査すること。

(2) 財産の状況又は業務の遂行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及びあま市教育委員会に報告すること。

(会計の職務)

第16条 会計は、協会の経理を処理する。

(役員任期及び解任)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員に、この協会の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に支障をきたすと認められるときには、その任期中にあっても、理事会の承認によりこれを解任することができる。

第5章 名誉会長等

(名誉会長等)

第18条 会長は、理事会の承認を経て、名誉会長、顧問、参与をおくことができる。

(1) 名誉会長は、協会に功労のあった者とし、会長が委嘱する。

(2) 顧問は、スポーツ功労者等とし、会長が委嘱する。

(3) 参与は、学識経験者及びスポーツに理解のある者とし、会長が委嘱する。

第6章 会議

(理事会の招集)

第19条 理事会は、毎年1回以上理事長が招集する。ただし、会長

が必要と認めたとき、又は理事の3分の2以上から、会議の目的事項を示して請求があった時は、臨時に理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第20条 理事会は、2分の1以上の理事が出席しなければ会議を開き、審議することができない。

2 理事会の議事は、出席者の3分の2以上の賛同を得て承認する。

(理事会の審議事項)

第21条 理事会は、次の事項を審議し承認する。

(1) 団体の加入、脱退、休止、除名

(2) 規約の制定・改廃

(3) 事業計画及び予算

(4) 事業報告及び決算

(5) その他必要事項

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、役員の中で会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、顧問、会計で構成する。

3 役員会の議長は、会長とする。

(役員会の定足数)

第23条 役員会は、2分の1以上出席しなければ会議を開くことができない。

(役員会の審議事項)

第24条 役員会は、協会の運営に必要な各種事項を、事前に協議する。

2 表彰に関すること。

(総会の招集)

第25条 総会は、役員及び各加盟団体から選出された者1名をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、必要により臨時に招集することができる。

2 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数)

第26条 総会は、2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、出席者の2分の1以上の賛同を得て決議する。た

だし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため総会に出席できない者は、当該議事について、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の出席者に表決を委任することができる。この場合、前1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議決事項)

第27条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 団体の加入、脱退、休止、除名
- (2) 役員承認
- (3) 規約の制定・改廃
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) その他必要事項

第7章 会計

(会計)

第28条 協会の経費は、次に掲げるものにより支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金等
- (3) その他の収入

(会費)

第29条 前条第1項第1号に規定する会費は、別に定めるものとし、4月末日までに会員名簿を添えて納入しなければならない。ただし、新規加入団体については、加盟承認後1ヶ月以内に納入しなければならない。

(補助金の交付)

第30条 協会は、あま市スポーツ協会補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において加盟団体に補助金を支払うものとする。

(会計年度)

第31条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

第32条 協会の規約は、総会の決議を経て変更することができる。

第9章 その他

第 3 3 条 加盟団体は、運営に必要な規定を設けるものとする。

第 3 4 条 本規約に定めなき事項については、理事会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 2 2 年 3 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 5 月 2 6 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。